

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
1	質問	契約	1	第1	2				契約書の案はどのタイミングで、どの契約が公表されるのでしょうか。	詳細は公告時に公表します。
2	質問	用語の定義	1	第1	3	⑤			「までを」は「までの」の誤りと理解して宜しいでしょうか。	「優先交渉権者」とは、技術評価点が最上位である応募者のことです。
3	質問	本事業の入札契約方式	8	第1	3	(1)	②		入札を複数事業者で行った場合、基本協定及び設計業務委託契約を締結する当事者は、設計業務に直接関与する者のみで宜しいでしょうか。 これと関連して、第4 2 ③ (P27)には、「実施設計には、維持管理・運営事業者（協力企業を含む。）を参画させ、」とありますが、上記の者は、あくまで維持管理業務に不具合が生じないよう助言をするのみで、上記契約の当事者になる必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定は、本事業に参加する全ての構成企業と締結するものです。設計業務委託契約は、該当する構成企業と契約を締結するもので、ご理解のとおり、維持管理業務に不具合を生じさせないという趣旨であり、維持管理・運営事業者が設計業務委託契約の当事者となる必要はありません。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
4	質問	本事業の入札契約方式	8	第1	3	(1)	②	各種契約を貴市と締結する者をそれぞれご教示ください。	別紙1に示すとおりです。
5	質問	事業方式	8	第1	3	(2)	1) ②	添付資料1「事業スキーム」では、導管注入設備の撤去はDB方式とされておりますが、ここでDBO方式に導管注入設備（撤去工事）が記載されているのは誤りと理解して宜しいでしょうか。	導管注入設備の撤去は、DBO方式のうちのDBであり、O（維持管理）を含んでいません。汚泥脱水設備等のDBOと導管注入設備のDBは、契約書の構成上、DBに係る部分と同じであるため、便宜上、DBO方式に導管注入設備（撤去工事）を包含したものです。
6	質問	入札契約方式	8	第2	3	(1)	①	設計業務・施工業務・維持管理/運營業務を段階的に締結するとの事ですが、契約当事者は市とJV(あるいは単独企業)か、SPCかどちらでしょうか？	企業構成は指定しておりません。応募者の提案によります。
7	質問	入札契約方式	8	第2	3	(1)	①-③	各々の業務に対する契約当事者がJVの場合、設計・施工・維持管理/運営・バイオマス受入れ・消化ガス有効利用事業の各々に関係する企業にて、各々の業務に応じたJVを構成するのでしょうか？	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
8	質問	業務範囲	10	第2	3	(4)	1)	①エ	バイオマス受入設備が許可施設となる場合の、産業廃棄物処理施設設置許可取得は、市の事業範囲と考えてよろしいでしょうか。	バイオマス受入設備は、産業廃棄物処理施設設置許可が必要ありません。
9	質問	業務範囲	10	第2	3	(4)	1)	①エ	汚泥消化設備が許可施設となる場合の、産業廃棄物処理施設設置許可取得は、市の事業範囲と考えてよろしいでしょうか。	NO.8の回答を参照ください。
10	質問	業務範囲	10	第2	3	(4)	1)	①オ	汚泥脱水設備及び焼却設備は、実施方針(案)及び要求水準書(案)p.14に記載されている、既存施設との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 改築後の設備に産業廃棄物処理施設設置許可が必要となった場合は、本市において、手続きを行います。
11	質問	優先交渉権者が行う業務範囲埋設物調査	11	第2	3	(4)	2)	②	埋設物調査の結果、事前の図面で確認できない埋設物が確認され、措置が必要となった場合、係る費用は設計変更対象と考えて宜しいでしょうか。	消化ガス有効利用事業については、事業者負担とします。 公設事業については、優先交渉権者決定後の協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
12	質問	工事請負業者が行う業務範囲	11	第2	3	(4)	3)	②	補助事業交付申請図書作成は、工事請負事業者が行う業務とありますので、優先交渉権者が実施設計終了後、工事請負契約を締結後に作成するとの理解で宜しいでしょうか。	作成は優先交渉権者及び工事請負事業者となります。修正版を公告時に示します。
13	質問	工事請負業者が行う業務範囲	11	第2	3	(4)	3)	②	工事請負事業者が行う業務範囲として、補助事業交付申請図書作成が記載されていますが、本事業はDBO方式であり、総価での契約となり、官積基準には合致しないものと考えます。特に単価については事業者の見積によるため、公共単価を用いても当然総価は合致しません。これにより、本項目でいう補助事業交付申請図書とは設計書(内訳書)は含まないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	質問	工事請負業者が行う業務範囲	11	第2	3	(4)	3)	②	民設民営事業は補助事業交付申請がないと認識しますので、設計書(内訳書)の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	質問	修繕業務	12	第2	3	(4)	4)	④	汚泥処理設備等の維持管理業務における修繕業務について記載されていませんが、p. 65の表6. 3. 3に記載されているとおり、軽微な修繕のみが事業者の業務範囲に含まれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
16	質問	維持管理・運営事業者の業務範囲	12	第2	3	(4)	4)	⑫	本項目では事業者が調達及び管理するユーティリティとして（燃料、薬品等）との記載となっており、10頁でも電力、上水の供給は市の業務範囲となっています。一方2頁「用語の定義」⑩では「委託レベル2」とは・・・ユーティリティ（電力、燃料、上水等）」と記載されています。本事業では、電力、上水の供給は貴市より無償提供いただけるとの理解で良いでしょうか。	第1の3項の⑩「用語の定義」⑩では、一般的な定義を示したものです。本事業におけるユーティリティ調達の考え方は、第6の7の（3）に示すユーティリティの調達及び管理業務のとおりです。
17	質問	本業務に係る設計期間	13	第2	4	(1)	1)		「本業務の設計期間は、設計業務委託契約の締結日から令和4年8月23日までとする」とありますが、この期日までに行わなければならない設計業務は、価格交渉に必要な概略基本設計迄であり、基本設計承諾並びに実施設計については契約締結後の令和4年9月以降に行うものとし、令和4年9月以降の設計期間についてはご提案事項と考えて宜しいでしょうか。	実施設計の定義は、第1の3項に示す実施設計及び実施設計図書を指します。具体的には、詳細設計を指すものではありません。ただし、設計期間は令和4年11月頃に修正を検討しております。修正版を公告時に示します。
18	意見	事業期間	13	第2	4	(1)	1)		設計期間は令和4年8月23日までとありますが、貴市が行う業務範囲に消化ガス有効利用設備の実施設計に関する検査、承諾は含まれないのであれば（内容の確認のみと記載）、設計期間は必ずしも令和4年8月23日までとせず、施工期間のみを定める形としていただけますようお願い致します。設計業務量が多く、全ての業務を同一の期間（令和4年8月23日まで）とされることは事業者の負担が大きいことが想定されます。	No. 17の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
19	質問	事業期間	13	第2	4	(4)		公設民営のバイオマス受入設備に関する施工期間、維持管理・運営期間の記載がありますが、事業者の実施設計後、貴市における各種手続きならびに設置許可の取得が遅れた場合は、上記期間につきましても協議いただけるものと考えますが宜しいでしょうか。	事業者の帰責事由によらない場合は、本市及び事業者双方の協議により対応を決定します。
20	質問	事業期間	13	第2	4			それぞれの業務内容の事業期間につき、前倒し、もしくは後倒し等の変更が不可能な業務がございましたらご教示願います。	原則、後倒しは不可とします。詳細については、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
21	質問	表現の差異	13	第2	4			表2.4.1全体事業期間では汚泥脱水設備及び補機設備の工事期間が令和10年度(令和11年3月31日)とありますが、実施方針(案)および本書の本文中に記載の期間は令和10年3月31日とあります。本文中が誤りで表が正と考えて宜しいでしょうか。	令和11年3月31日が正となります。修正版を公告時に示します。
22	質問	工事重複の可否	13	第2	4			表2.4.1全体事業期間に記載の各施設の施工期間について、施工手順の効率・短縮化等を目的とした事業者提案による変更は可能と考えて宜しいでしょうか。	提案による変更は可能です。支払いに関しては、優先交渉権者決定後、出来高による予算調整も踏まえての協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
23	質問	基準、仕様等	15	第3	2	(2)			下水道施設の貴市標準仕様を遵守または準拠するのご指示ですが、提案の自由度を上げて貴市のメリットを増大させるために、仕様を明示したうえで仕様変更することは可能でしょうか。 可能である場合は、その適用範囲（設備ごと等）について、ご教示ください。	消化ガス有効利用設備は、この規定の対象外となります。その他の設備については、原則、第3の2項の（2）の基準、仕様等に準拠してください。仕様変更については、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
24	質問	仕様書	19	第3	2	(2)	2)		機械設備機器標準仕様書（神戸市建設局）の入手方法ご教示ください。	公告時に配布します。
25	質問	基本条件	21	第3	2	(3)	表 3.2.1		消化ガス有効利用事業において発電事業をおこなう場合、令和4年度より、FIT認定基準として地域活用要件が設定される可能性が高いと想定していますが、具体的な要件については現在、国にて検討中※で、今年度中に決定予定の為、提案する消化ガス買取単価に反映できません。そのため、本提案事業に適用する地域活用要件については、国が要件を決定後に、貴市と優先交渉権者で協議し、事業の前提条件が変わった場合、消化ガス買取単価を見直して頂けると理解して宜しいでしょうか。 ※災害時の地域への電力供給(自治体防災計画への記載)等の複数案を検討中	事業の前提条件が変わった場合の消化ガス買取単価の見直しについては、優先交渉権者決定後の協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
26	質問	契約不適合責任期間	22	第3	2			契約不適合期間が①機械設備・電気設備：3年、②修繕業務：2年とありますが、期間を設ける場合は、改正民法(令和2年4月)の建設工事標準請負契約約款では、引渡しから原則2年とありますので、①機械設備・電気設備に関しても2年として頂けないでしょうか。	契約不適合期間の変更は行いません。
27	質問	契約不適合責任	22	第3	3	(1)		「工事目的物が種類又は品質に関して契約に適合しないものであるときは、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求する」旨記載されていますが、維持管理・運営業務に関しては、同業務の内容、結果に契約不適合がある場合に、業務の再実施等の方法による追完を請求できる、との理解で宜しいでしょうか。	維持管理・運営業務の契約不適合は、修繕業務や保守管理業務(交換部品等)が該当します。
28	質問	騒音規制の敷地境界	25	第3	4	(2)	1)	維持管理期間における騒音規制の敷地境界をご教示願います。	敷地境界線は、P.16 図3.1.1に示される境界線とします。具体的な騒音測定箇所については、優先交渉者決定後の協議事項とします。
29	質問	振動規制の敷地境界	25	第3	4	(2)	2)	維持管理期間における騒音規制の敷地境界をご教示願います。	ご質問は、振動規制と推察します。敷地境界線は、P16 図3.1.1に示される境界線とします。具体的な振動測定箇所については、優先交渉者と協議のうえ決定します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
30	質問	悪臭の敷地境界	26	第3	4	(2)	3)	維持管理期間における悪臭基準の敷地境界をご教示願います。	敷地境界線は、P.16 図3.1.1に示される境界線とします。悪臭防止法に基づく1号基準の具体的な悪臭測定箇所については、優先交渉者決定後の協議事項とします。
31	質問	実施設計の開始時期	27	第4	2	①		「基本協定及び設計業務委託契約締結後直ちに、提出した技術提案書を基に、実施設計にとりかかること」とありますが、次項に記載の手順にある通り、締結後、協議を行い「前提条件書」を作成し、それを基に実施設計を行うとの理解で宜しいでしょうか。	前提条件の作成も実施設計の範囲です。この前提を踏まえ、第4の3項の(1)に示す実施設計の手順に則り、実施設計を行ってください。
32	質問	実施設計の適用基準・仕様等	27	第4	2	②		「実施設計のうち、「汚泥脱水設等」、「バイオマス受入設備」、「導管注入設備」については、第3の2項に示す基準・仕様等に準拠すること。」とありますが、民設民営の「消化ガス有効利用設備」については、事業者が当然、法令を遵守したうえで任意で決定するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	質問	前提条件書	27	第4	3	(1)	④	「前提条件書」とは、どのような書式でしょうか。	書式は任意です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
34	質問	実施設計の手順	27	第4	3	(1)	⑤		貴市から優先交渉権者に対して設計範囲の変更に伴う追加提案、資料作成、検討をするよう指示があった場合、必要と認められる費用を貴市にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の帰責事由によらない場合は、設計変更協議の対象とします。
35	質問	実施設計の手順	27	第4	3	(1)	⑤	エ	「可能な限り」とありますので、事業者の秘密情報の開示が義務付けられるものではないと理解して宜しいでしょうか。	ここでいう可能な限り明確にするという行為は、積算基準、類似実績、数値根拠等を可能な限り細分化して提示するという意図です。秘密情報の開示については協議とします。
36	質問	実施設計の関係者	27	第4	3				実施設計は貴市と優先交渉権者の2者のみの協議により行われるもので、事業者選定委員会は関与しないと考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	質問	価格等の交渉方式	28	第4	3	(2)			価格等の交渉は実施設計を進めながら行うとありますが、実施設計が固まらないと見積書の提示は困難と考えるため、実施設計中の価格等の交渉は見積書によるものではないとの理解で宜しいでしょうか。	ここでいう価格協議は、実施設計が完了した後に行う価格交渉が不成立に至らないように、設計の過程において、適時価格協議を行うものです。したがって、必ずしも見積書が必要になるというものではありませんが、設計期間にわたり、担保できない概算で協議しても本来の趣旨からズレたものになります。このため、本市は必要に応じて、適時見積書の提出を指示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
38	質問	各種資料及び契約書等の位置づけ	29	第4	3	(2)	表 4.3.1	<p>実施設計図書の成果物は、価格交渉に必要な概略基本設計と理解し、本市と協議の上で定めた前提条件書に基づき作成する、次の資料をイメージしております。不足資料がございましたらご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概略基本設計仕様書（前提条件書で明確にならなかった計画と条件を示したもの） ・P&ID ・新設機器リスト ・プロットプラン ・主要配管ルート図（一本線） ・監視制御システム構成図 ・動力制御盤外形図 ・配線ルート図（一本線） ・配管、配線物量表 ・撤去範囲リスト ・流用範囲リスト 	<p>実施設計の定義は、No. 17の回答を参照ください。 実施設計図書の内容は、第3の2項の（2）に示す基準、仕様等に規定する成果図書の一式を含みます。</p>
39	意見	各種資料及び契約書等の位置付け	29	第4	3	(2)	表 4.3.1	<p>見積条件書は、本事業の施工業務及び維持管理・運営業務に係る履行条件等についての貴市と事業者との合意条件を、貴市と交渉の上で（p.29, 第4, 4, (1), ①）記載するものと理解しております。 かかる理解に相違なければ、施工業務及び維持管理・運営業務に関する貴市と事業者との合意事項を定めるものであるため、契約書の一部としていただきたく、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>見積り条件書は、本市が予定価格を算出するための参考資料にするものであることから、契約書の一部にはなりません。 要求水準書（案）の第4の2項の（2）を参照ください。</p>

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
40	質問	各種資料及び契約書等の位置付け	29	第4	3	(2)	表 4.3.1	見積条件書は、契約書の一部ではなく、予定価格算出の参考にとどまることとされていますが、見積条件書に記載された事項のうち、履行条件等にかかるものについては、仕様書等の契約書の一部となる書類に反映され、契約の一部を構成すると理解して宜しいでしょうか。	優先交渉権者決定後、見積条件が前提条件書に反映された場合は、契約書の一部となります。
41	質問	価格等の交渉	29	第4	4	(1)	①	「参考額」「予定事業規模」とは、それぞれ何を意味しているのでしょうか。	参考額の定義は、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和2年1月）」のP.78に示されるとおり、本事業に係る単なる目安であり、神戸市契約規則に規定された予定価格ではなく、その範囲内での契約を要するものではありません。 予定事業規模は、本市が想定する事業規模（事業想定額）を指します。
42	質問	価格等の交渉	29	第4	4	(1)	①	土木・建築関係の見積で用いる機器・材料等の単価は事業者提案によるものと考えますが宜しいでしょうか。	設計時の交渉によります。
43	質問	価格等の交渉	29	第4	4	(1)	①	機械・電気関係の見積で用いる機器・材料等の単価は事業者提案によるものと考えますが宜しいでしょうか。	No. 42の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
44	質問	価格等の交渉	29	第4	4	(1)	②	工事实績又は資機材の支払伝票等、各種資料については、事業者の秘密情報に該当する可能性もあります。事業者の秘密情報の開示が義務付けられるものではないと理解して宜しいでしょうか。	No. 35の回答を参照ください。
45	質問	価格等の交渉の不成立	30	第4	3	(3)	2)	① 価格等の交渉を不成立とした場合においても、実施設計成果に対する支払いを行うものとされています。 実施設計に関する対価の金額は、技術提案書と併せて提出する見積書に記載された金額を、優先交渉権者決定後の設計業務委託契約において貴市と優先交渉権者とで合意し、価格等の交渉が不成立の場合であっても、当該契約に定められた金額が支払われるものと理解しておりますが、かかる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	意見	価格等の交渉	30	第4	4	(3)	2)	② 実施設計成果には、優先交渉権者の秘密情報が含まれることが想定されます。実施設計成果が次順位の交渉権者に開示されることによって、優先交渉権者の競争上の地位が害されるおそれがありますので、開示範囲は、事業者が承諾した範囲のみとしていただきますようお願い致します。	技術提案・交渉方式は、優先交渉権者決定後に設計業務委託契約を締結し、設計を行った後、価格交渉を行う方式です。このため、優先交渉権者の地位が害されるという理由により、設計成果の開示範囲が限定されることは、本方式を採用した意義が薄れるものとなります。このため、同項の(3)の2)②及び③に示す規定に準じた対応を行います。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
47	意見	優先交渉権者の特許許諾	30	第4	4	(3)	2)	③	②において、市が権利の譲渡を受けるので、許諾の請求は市で行って頂くべき物と思料します。見直しをご検討ください。	②の内容は、本市が実施設計成果品に対する著作権の譲渡を受けるものです。 ③の内容は、当初の優先交渉権者の特許権等を使用する場合は、次順位の交渉権者が当初の優先交渉権者に対し特許権等の使用許可申請をしていただくものです。
48	意見	現状のフロー	31	第4	5	(1)			図4.5.1において、⑥バイオマス受入設備の汚泥は②汚泥消化設備にも移送されていると考えます。また、②汚泥消化設備で発生した消化ガスは⑤-2ガス精製設備にも供給されていると考えます。⑤-1,2のガス精製設備から発生した精製ガスは合流した後、⑤-1,2中圧ガスホルダに貯留されていると考えます。	ご理解のとおりです。
49	質問	消化槽加温ボイラ	32	第4	5	(2)	2)		現在ある加温ボイラは、事業者が提案する消化槽加温ボイラのバックアップ機として使用可能としてよろしいでしょうか。	バックアップ機としての使用は可能ですが、本市からの燃料の供給（消化ガスは除く）は行いません。
50	質問	消化槽の加温システム	32	第4	5	(2)	2)		消化ガス有効利用設備が点検整備を行う際等、供給する廃熱が不足する場合、現状と同様のこうべバイオガスを燃料として既設ボイラーで加温することは可能でしょうか。	No. 49の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
51	意見	消化ガス精製設備の維持管理	33	第4	6	(2)		5節(2) (p. 32) において、消化ガス精製設備は本工事とは別に改築を行うとありますが、維持管理は本事業範囲内となっております。 本設備の修繕は製作メーカーに委託する必要があると思われますので、評価の公平性を確保する上で、事業範囲外として頂くべきものと思料します。	汚泥処理設備等の維持管理レベルは2であり、修繕業務を含んでいません。ただし、P65の表6.3.3に示す保守管理業務の定期点検は事業範囲とします。定期点検内容(仕様)の詳細は公告時に示します。
52	質問	処理対象汚泥量の適用	34	第4	6	(3)	1)	仕様決定に用いる処理対象汚泥量の提示が行われていますが、この数値は下水汚泥由来の数値であり、バイオマス受入による固形物量変動は含まない数値と認識して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	質問	処理対象汚泥量等の適用	34	第4	6	(3)	1)	実施設計期間中にご提示いただいた各汚泥性状を逸脱した場合、提案する処理能力について見直しが可能と考えて宜しいでしょうか。 また、維持管理期間中に汚泥性状の逸脱に起因する処理コスト変動分については、金額変更いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	実施設計期間中の各汚泥性状の変更に対しては、見直し可能です。 また、維持管理期間中の想定範囲の設定は、設計期間中の前提条件書で網羅させ、契約書の一部として取り扱います。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
54	質問	実施設計の汚泥量	34	第4	6	(3)	1)		応募者の提案で採用する汚泥量は提示いただいておりますが、「実施設計において、設計・施工及び維持管理・運営で用いる汚泥量は前提条件書の協議において確定する」とあります。汚泥量に変更になれば、施設規模・事業費に影響がおよび、技術提案の履行不可にもつながりかねないと考えています。特段の理由がない限り、提案時の汚泥量で実施設計は行われるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に記載しているとおりです。ただし、汚泥脱水機については、要求水準書に記載している汚泥量（19.5t-DS/日）で提案及び設計を行ってください。
55	質問	汚泥量の表記内容	34	第4	6	(3)	1)		記載の19.5t/日、15.9t/日は汚泥の固形物量との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	質問	消化汚泥量、脱水ケーキ量、消化ガス発生量の予測値	38～40	第4	6	(3)	3)	エ、オ、カ	ここで示されている予測値は、下水汚泥由来の数値であり、バイオマス受入による固形物量変動は含まない数値と認識して宜しいでしょうか。 もし、外部バイオマスの受け入れを考慮した数値である場合は、受入物の質と量の情報をご教示ください。	下水汚泥由来の数値となります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
57	質問	消化ガス発生量	40	第4	6	(3)	3)	カ	ここで示されている数値は、(4)項2)の表4.6.10 (p.44) に示される消化ガス組成としての量と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	質問	消化ガス発生量	40	第4	6	(3)	3)	カ	消化ガス発生量の単位にNm ³ /日が採用されていますが、温度測定等、現場では、どのようにしてノルマル換算しているのかご教示願います。	温度と圧力を想定し、温圧補正により換算しています。
59	質問	消化ガス発生量	40	第4	6	(3)	3)	カ	消化ガス有効利用事業において、貴市が供給義務を負う発生量（最低売却量）をご教示願います。	直近5か年の実績から検討すると10,000Nm ³ /日を最低売却量に設定することを予定しています。本市の最低売却量（＝事業者の最低買取量）については、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
60	質問	こうべバイオガス充填量	41	第4	6	(3)	3)	キ	ここで示されている数値は、(4)項3)の表4.6.11 (p.44) に示されるバイオガス組成としての量と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
61	質問	リン回収設備汚泥量の収支	43	第4	6	(3)	3)	リン回収設備において、受入汚泥量よりも処理汚泥量の方が多いのは、リン回収の過程で水マグ等の薬品を添加しているからとの理解で宜しいでしょうか。	処理汚泥量には洗浄装置の廃水が含まれているためです。
62	質問	硫化水素濃度	44	第4	6	(4)	2)、3)	消化ガス、バイオガス(精製ガス)のそれぞれについて、硫化水素濃度の実績値がありましたら、ご教示ください。	配布資料2のH30のP. 108とR1のP. 78を参照ください。
63	質問	消化ガスの組成	44	第4	6	(4)	2)	表4. 6. 10に硫化水素濃度について記載がありませんが、配布資料2の平成30年度、令和元年度の実績値を設計値とすることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、バイオマス受入事業で受け入れたバイオマスの性状等により、消化ガスの組成が変わる場合は、それを考慮した提案を行ってください。
64	質問	施設設置場所	46	第4	6	(5)		施設配置は、記載の設備等の撤去後スペース以外にも協議により使用可能と考えて宜しいでしょうか。	協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
65	質問	工事期間中のユーティリティ条件(電気)	48	第5	1	(2)	1)	工事期間中の電力は、工事請負事業者の責任において調達し、その費用を負担すること、と記載がありますが、工事請負事業者が電力会社と直接契約し、電力を使用するとの理解で宜しいでしょうか。貴市から供給を頂けることはないのでしょうか。	本市で設置している作業用電源盤のMCCB容量内であれば支給します(消化ガス有効利用事業を除く。)
66	質問	施工前の許認可	48	第5	1	(3)		事業者が貴市の関係官庁への申請、報告、届出等に協力する際の費用負担とは、事業者が書類作成等の協力をすることに要する費用負担でしょうか。それとも貴市の申請関係に要する費用負担でしょうか。	書類作成等に要する費用を指します。
67	質問	工程管理及び施工管理	49	第5	1	(5)	③	工事請負事業者が補修工事等の義務を負う基準が「本市の示す基準」とされていますが、工事請負事業者は各契約において貴市と合意した基準を達成する義務を負っていることから、工事請負事業者がかかる義務を追うのは、各検査の結果が契約に定められた基準に達しなかった場合であると理解しております。かかる理解で宜しいでしょうか。	各契約のうち、DBOと公設民営のバイオマス受入事業契約の工事請負契約は、本市の工事請負契約約款がベースとなります。このため、各検査の基準は、第3の(2)の基準、仕様等を満足する必要があります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
68	質問	復旧	49	第5	1	(6)			他の施設、設備等の損傷、汚染などに関し、不可抗力等の事業者がコントロールしえない事由による場合や貴市の責に帰すべき事由に起因して発生したものについても全て事業者が責任を負う合理性はないことから、これらの場合、実施方針(案)添付資料2「事業に係るリスク分担」No. 3 2等に従い、損傷や汚染の復旧に関する費用は貴市においてご負担いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	ここでいう復旧は、施工に関する要求水準です。想定している事象は、他の施設や設備等への重機の衝突や工事に伴い発生する濁水処理の不備などに対して、工事請負業者に負担を求めるものです。このため、ご質問にある不可抗力や事業者がコントロールしえない事由などについては、リスク分担表に則り、発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
69	質問	検査対応	50	第5	1	(10)			貴市の「検査」とは、p.60(第5, 5, (2))に記載のある「立会検査」を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。 また、施工業務については、同頁に記載されているとおり、立会検査の合格ではなく試運転及び性能試験の結果に関する貴市のご承諾を得ることが引渡しの条件になるものと理解して宜しいでしょうか。	本市の検査は一般仕様書に示す完成検査、出来高検査等の他に、監督員による検査(確認含む)及び立会となります。また、引渡しの条件は完成検査または部分検査の合格が条件となります。
70	質問 意見	施工図等の提出	50	第5	1	(7)			施工計画書等についての貴市のご確認は、対象の施工を開始する条件になりますでしょうか。 当該確認を受けなければ施工を開始することができない場合、貴市のご確認の期限及び貴市のご確認が当該期限に遅れた場合の措置(施工の着手を認める、工期の延長や請負代金額の変更を認める等)を各契約書に規定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	施工開始の条件となります(消化ガス有効利用事業を除く。) 本市の確認行為に対する期限は特に設けません。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
71	質問	保険	50	第5	1	(9)		<p>工事請負事業者にて施工対象設備の施工に際して加入する保険は記載されておりますが、維持管理業務期間において、事業者が加入すべき保険は何かありますでしょうか。また、貴市にて加入されている、もしくは加入を検討されている保険をご教示頂けないでしょうか。</p>	<p>第三者賠償責任保険、火災保険等となります。</p>
72	質問	事業用地の土質条件	51	第5	2	(2)		<p>配布資料4において、ボーリング位置図と柱状図が添付されていますが、柱状図の並びが位置図の番号という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 詳細は以下のとおりです。 ①：ボーリングコード：KG05102 ②：ボーリングコード：KG05101 ③：ボーリングコード：KG05103 ④：ボーリングコード：KG05007</p>
73	質問	各種許認可及び申請等	51	第5	2	(3)	1)	<p>事業者が貴市の関係官庁への申請、報告、届出等に協力する際の費用負担とは、事業者が書類作成等の協力をすることに要する費用負担でしょうか。それとも貴市の申請関係に要する費用負担でしょうか。</p>	<p>書類作成等に要する費用を指します。</p>

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
74	質問	各種許認可及び申請等	51	第5	2	(3)	1)	貴市が関係官庁に申請、報告、届出を予定されているものをご教示ください。	保安規程の変更等を想定しております。
75	質問	汚泥脱水設備等の改築範囲	52	第5	3	(2)		汚泥脱水設備等の改築更新の対象機器について、現地調査等の結果既設流用が合理的と判断された機器があった場合は該当機器の既設流用提案を行なうことも可能でしょうか。	既設流用も可能としますが、維持管理は更新した機器同様のレベル3対応とします。また、維持管理も含めた事業期間内で改築が必要となった場合は、以下に示す対応を行っていただきます。 1) 既設流用を選択し、事業期間内に改築が必要となった場合は、事業者負担とします。 2) 新設を選択し、新設した各機器等の目標耐用年数を超過したもので改築が必要となった場合は、本市が別途対応します。
76	質問	汚泥脱水設備等の改築範囲	52	第5	3	(2)		汚泥脱水設備等の改築更新の対象について、汚泥貯留槽等の土木水槽内部の断面修復、防食等は含まれるでしょうか。含まれる場合、劣化状況の判定が可能な情報提示をお願い致します。	事業範囲に含んでいません。実際の工事に当たっては、汚泥貯留槽等のプラント機械設備等の設置時に劣化が進行している場合などは、本市に報告した上で、適宜必要な対応を協議することとします。
77	質問	汚泥脱水設備等の改築範囲	52	第5	3	(2)		脱水機、棟監視室、電気室等の建築付帯設備は今回の改築更新対象外と考えますがよろしいでしょうか。	第5の4項の(3)のとおり、脱水機棟内の汚泥処理設備等の改築工事に当たり、設備の配置変更等の物理的要因により建築付帯設備の更新が必要になる場合は、施工範囲に含めるものとします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
78	質問	施工対象設備（機械設備）に関する要件	52	第5	3	(2)	4)	脱水ケーキ含水率は78%以下、SS回収率は95%以上とありますが、本事業の維持管理期間において、上記基準未達の場合の罰則はありますでしょうか。	詳細は公告時に示します。
79	質問	施工対象設備（機械設備）に関する要件	52	第5	3	(2)	4)	脱水ケーキ含水率78%以下、SS回収率95%以上は、汚泥性状の季節変動を踏まえ、通年の分析値の平均値で満足していればよいと考えますが宜しいでしょうか。	月ごとに判定します。
80	質問	設備計画	52	第5	3	(2)	4)	④ 改築範囲に脱臭設備が含まれていますが、配布資料5 事業範囲図（機械）p.14（当該ページ下部にはp.88と記載）では、脱臭設備が「①汚泥濃縮設備」と記載されています。これを踏まえて、脱臭設備は改築範囲に含まれるが、修繕は「委託レベル2」に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	脱臭設備（①汚泥濃縮設備）は改築対象ではありません。改築対象は配布資料5の事業範囲図（機械）P.14の③汚泥脱水設備の範囲に記載している脱臭設備です。そのため、③脱水設備の脱臭設備は委託レベル3であり修繕も含まれます。
81	質問	段階的な改築更新計画	53	第5	3	(1)	5)	③ 使用しない既設(プラント機械及びプラント電気設備)を全て撤去とありますが、受領したフロー図内にあるものを対象とし、フロー図に無い設備を撤去する必要が発生した場合は、別途撤去費用についてご協議頂けると考えて宜しいでしょうか。	撤去範囲などは、優先交渉権者決定後の協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
82	質問	バイオマス受入設備	53	第5	3	(3)			廃掃法の遵守を前提に、受入荷姿・運営方法・運転要員体制等は事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおり提案によるものですが、景観や環境等を害するような状態は許容できない場合があります。
83	質問	バイオマスの脱水への影響	53	第5	3	(3)	4)		バイオマスの汚泥脱水設備の能力向上効果は期待する項目で、要求水準項目ではないと考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	質問	バイオマス受入設備	53	第5	3	(3)	4)		所定の場所であれば、破碎・分別のような前処理設備を、処理場内に設置することは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。 また、上記処理により分離された消化槽に投入しない廃棄物については、事業者が産業廃棄物として適切に処理するとの理解で宜しいでしょうか。	破碎・分別設備の設置場所は、バイオマス受入事業の事業範囲内とします。 消化槽に投入しない廃棄物については、事業者の責任において適切に処理してください。
85	質問	バイオマスの種類	53	第5	3	(3)	4)	①	後段の汚泥処理に適し、ガスの発生に寄与するものであればバイオマスの種類は問わないとの理解で宜しいでしょうか。	好適バイオマスとしては、食品系バイオマスを想定しています。 好適なバイオマスとは、消化ガス発生量の増加及び脱水能力の向上が期待できるものです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
86	質問	産業廃棄物処分業許可の取得	53	第5	3	(3)	4)	④	バイオマス受入事業での産業廃棄物処分業許可の取得は、構成企業員全てが対象ではなく、維持管理・運営を行う企業が取得するものとの理解で宜しいでしょうか。(乙型JV時)	ご理解のとおりです。
87	質問	産業廃棄物処分業許可の取得	53	第5	3	(3)	4)	④	バイオマス受入事業において、既存の食品製造系バイオマス（スイーツ）と同等の受入設備仕様の場合、処分業の区分は何になりますでしょうか。	バイオマス受入事業における維持管理・運営業務は、民営事業の範疇として、適切な処分業を取得してください。
88	質問	産業廃棄物処分業許可の取得	53	第5	3	(3)	4)	④	バイオマス受入れ事業の維持管理においては、複数で事業をおこなう場合でも、そのいずれかの企業が処分業の許可を取得すればよいとの理解で宜しいでしょうか。	バイオマス受入事業の維持管理業務を行う企業は、原則、処分業の取得が必要です。
89	質問	設備計画	54	第5	3	(3)	4)	⑦	バイオマスの受け入れに関し、運搬も維持管理・運営事業者の維持管理範囲とする旨記載されています。 バイオマスの排出場所から受入設備までの運搬については、排出事業者が自ら又は第三者に委託して行うべきものと理解しておりますが、維持管理・運営事業者が維持管理業務として行う「運搬」は、具体的にどのようなものを想定されているかご教示ください。	運搬は排出事業者自ら又は委託した第三者の範囲となります。 維持管理・運営事業者は、排出事業者又は委託業者に対し、中間処理のマニフェストを発行します。 維持管理・運営事業者の業務範囲の修正を行います。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
90	質問	設備計画	54	第5	3	(3)	4)	⑦	「中間処理」とは、p.53, 第5, 3, (3), 4), ②及びp.66の表6. 3. 4にいう「前処理」を指すものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	意見	manifestoの管理	54	第5	3	(3)	4)	⑦	汚泥消化槽にて多数を占める下水汚泥と混合され、ガスを発生させた後の残渣については、下水汚泥と分離不可となり、その後は下水処理としてのフローの中で処理されることとなります。このことから産業廃棄物の処理（最終処分）としては汚泥消化槽にてガスを発生させた時点で完了していると考えられるのではないのでしょうか。 汚泥消化槽以降は産業廃棄物処理ではなく下水処理なので、その後の汚泥脱水機で脱水汚泥（＝産業廃棄物）が発生しますが、ここで発生した産業廃棄物である脱水汚泥は東灘下水処理場から発生した産業廃棄物であり、前段の地域バイオマス処理としての産業廃棄物処理とは一旦縁切られていると考えられるのではないのでしょうか。 この場合は、汚泥消化槽でのガス発生期間をもってmanifesto伝票のE表に処理完了日を記入できると考えられますので、manifestoの管理においては、運搬、中間処理、最終処分までを維持管理・運営事業者の維持管理範囲とするのが現実的ではないのでしょうか。	受け入れたバイオマスは、東灘処理場の下水汚泥と混合されて処分されます。このため、バイオマス排出事業者は、A、B2票をもって処分終了とみなすこととなります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
92	質問	設備の設置	54	第5	3	(3)	4)	⑧	設備の設置に当たっては、事業者判断で利用可能な既設バイオマス受入設備の全部または一部を利用出来るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、バイオマス受入事業における維持管理・運營業務（修繕等含む。）は事業者の負担となります。 また、当初、既設利用していた設備を更新する場合も事業者の負担となります。
93	質問	既設バイオマス受入れ設備	54	第5	3	(3)	4)	⑧	応募者又は優先交渉者の提案内容により必要箇所を撤去・更新とありますが、既設をそのまま又は補修して利用することも提案可能との理解で宜しいでしょうか。	NO. 92の回答を参照ください。
94	質問	設備計画	54	第5	3	(3)	4)	⑨	「対象設備」とは、バイオマス受入設備の改築に伴って撤去した設備を指すご趣旨と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	質問	電気責任分界点	56	第5	4	(2)			今回の設備への電源送りのために、既設動力主幹盤のブレーカサイズ変更等の改造が必要になった場合、貴市の負担で実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
96	質問	電気設備に関する要件	56	第5	4	(2)	1)	動力制御設備において、台数・構成は任意とするとの記載がありますが、動力制御盤方式では無く、コントロールセンター・リレー盤方式でもよろしいでしょうか？	一般仕様書のとおり、動力制御盤方式としてください。
97	質問	計装設備、監視制御設備の電源容量	57	第5	4	(4)、(5)		それぞれ「無停電電源装置の容量(7.5kVA)を上限」とありますが、各7.5kVA以下でしょうか。あるいは合計で7.5kVA以下でしょうか。	合計7.5kVAです。
98	質問	電気設備に関する要件	58	第5	4	(5)	4)	② 管理棟から脱水設備の監視業務を行うのが市の場合、脱水設備の監視項目は主要項目の一括監視なのか詳細監視なのか、監視レベルに関する要求はどの様にお考えでしょうか？	管理棟に設置する監視装置は、監視用ではなく、モニタリング用として設置します。信号などについては優先交渉権者決定後の協議事項とします。
99	質問	電気設備に関する要件	58	第5	4	(5)	4)	② 管理棟から、汚泥脱水設備の監視が行えるものとするとの記載がありますが、応募者の提案により管理棟に設置の既設の監視制御システムへ汚泥脱水設備の信号を取り込むことは可能でしょうか？	既設の監視制御システムへ汚泥脱水設備の信号を取り込むことは可能です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
100	質問	電気設備に関する要件	58	第5	4	(5)	4)	②③	②管理棟から汚泥脱水設備の監視、③脱水機棟から市が所有するWEB監視装置にて汚泥処理設備の監視制御を行うの記載がありますが、脱水機棟から監視制御業務を行うのは事業者、管理棟から監視するのは市との認識でしょうか？	ご理解のとおりです。
101	質問	電気設備に関する要件	58	第5	4	(5)	5)	①	責任分界点の記載について、既設中央監視設備の改造等は本事業に含まれないという解釈でよろしいでしょうか。 その場合、何らかの形で既設中央監視を改造する工事等は別途発注となり、本事業に支障の出ないように、貴市にてご対応いただけるものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	質問	電気設備に関する要件	58	第5	4	(5)	5)	①②	既存システムとの責任分解点について記載されていますが、応募者の提案により、既設のシステムへ直接接続する提案をしてもよろしいでしょうか？	提案は可能です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
103	質問	監視制御設備の責任分界点	58	第5	4	(5)	5)	②	段階的な改築更新にあたり、更新完了までの途中段階において仮設設備など一時的に使用する機器が発生した場合、その監視に伴う既設中央監視設備の改造も事業範囲外と考えて良いのでしょうか？	事業範囲外ですが、改造内容等詳細は、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
104	質問	試運転及び性能試験	59	第5	5	(1)	1)		「運転は、原則として実負荷運転を実施すること」と記載がありますが、バイオマス受入事業においては、同頁②に記載の通り「運転に必要な汚泥等を本市が供給する」とありますので、貴市が試運転用のバイオマスを供給頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 試運転着手前の処分業の許可取得は不要と認識しております。	試運転用の余剰汚泥は供給します。 試運転までに処分業の許可取得は必要です。
105	質問	試運転	59	第5	5	(1)	2)	①	貴市の責めにより故障及び不具合が生じた場合は、かかる改善の費用負担は貴市にてご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
106	質問	B-DASH事業施設	61 62?	第6	2	(1)			B-DASH事業施設を本件受注者が継続して運転・維持管理する場合、当該設備の技術情報等は詳らかにしていただけると考えて宜しいでしょうか。	運転・維持管理に必要な情報は提示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
107	質問	労働環境	61	第6					維持管理・運営者が常時使用できる専用の（独立した）事務所は貸与して頂けますでしょうか。また、維持管理・運営者が使用できる休憩室があると考えて宜しいでしょうか。	脱水機棟内にある事務所・休憩室・シャワー・給湯室（浴槽なし）を貸与する予定です。
108	質問	維持管理・運営に関する要求水準	61	第6					市にて保有する汚泥処理設備や今回建設する汚泥脱水設備の情報は、事業者の事務所等でも自由に監視できる仕組みを構築してもよろしいでしょうか？（セキュリティを考慮したシステム構築が前提です）	問題ありません。
109	質問	返流水へのポリ鉄添加	61	第6	1	⑥			返流水の水質対策としてのポリ鉄添加は、脱水機棟内の廃液槽への注入を示しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	質問	宿直者等	61	第6	1	⑩			「夜間は宿直者等の常駐者を1名以上配置すること」とありますが、「宿直」と労働を伴う「夜勤」では人件費が大きく異なります。貴市が想定する「宿直者等」はどちらでしょうか。	宿直を想定していますが、事故、故障等の復旧対応については、宿直者を含めて複数人での対応を求めます。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
111	質問	夜間常駐者	61	第6	1	⑩			受入バイオマス事業においては、バイオマス受入が日中のみの場合、夜間の常駐者配置は不要として宜しいでしょうか。	本事業対象施設全体で宿直者1人以上を配置してください。バイオマス受入設備のみで夜間の常駐者を配置する必要はありません。
112	質問	自家用電気工作物保安規程	61	第6	1	⑬			貴市の保安規程に従うということですが、電気保安管理業務は貴市にて実施するという認識で宜しいでしょうか。	電気保安管理業務は、事業者が主体で本市の保安規程に従い実施し、東灘処理場の電気主任技術者に報告してください。場合によっては、東灘処理場の電気主任技術者の指示に従ってください。
113	質問	業務範囲	63	第6	3	(1)	表 6.3.1		図中●印は維持管理・運営事業者の裁量に委ね、本書で定める要件の制約を受けないとの記載があります。これにより、例えばP. 66, 67に記載されている業務概要も参考と考え、施設性能を維持するために必要な実施内容を事業者にて計画し実施できると理解して宜しいでしょうか。	バイオマス受入設備については、配布資料6の耐用年数を基に適切な維持管理を実施し、P. 89の第7の2項の(3)に規定する施設の状態を維持する限り、必要な実施内容を事業者にて計画し実施していただいで構いません。また、消化ガス有効利用設備については、ご理解のとおりです。ただし、いずれの設備についても、当該設備の施設状態により、その他の設備に悪影響を及ぼすことのないように留意してください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
114	質問	維持管理・運營業務の業務範囲 運転操作監視業務について	63	第6	3	(1)	表 6.3.1	②	要求水準を満足する前提の下、汚泥脱水設備並びに汚泥処理設備の運転操作監視者に、バイオマス受入設備と消化ガス有効利用設備の運転操作を兼務させる事は可能でしょうか。	各業務の兼務は可能ですが、各事業で契約する企業と運転操作員の整合が図れていることが前提となります。 ただし、バイオマス受入設備に関しては、産業廃棄物処分業を取得した企業が実施してください。
115	質問	植栽管理	64	第6	3	(1)			植栽管理の具体的な範囲、頻度や除草の有無について、ご教示ください。	本事業対象施設に隣接する植栽を対象とし、詳細な範囲は優先交渉権者との協議時に決定します。作業内容は低木の剪定と草刈、施肥作業を想定していますが、事業者の判断により適切な管理を行ってください。
116	質問	清掃業務	64	第6	3	(1)			清掃業務の具体的な範囲や頻度について、ご教示ください。	詳細は公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
117	質問	運営業務	64	第6	3	(2)	1)	「運営業務」下段における、「各種データ等の記録、保管、報告」については、事業者が提案する電子媒体による情報共有手法で宜しいでしょうか。	情報提供の方法はご理解のとおりです。ただし、記録、保管、報告するデータの種類や内容については、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
118	質問	汚泥脱水設備等の保守管理業務	64	第6	3	(2)	1)	正確な積算を行うため、過去の実績は公告時に開示していただけたらと考えて宜しいでしょうか。また、事業範囲内の他設備についても同業務についても実績を開示していただけないでしょうか。	定期点検、法定点検等の業務内容等については公告時に示します。その他、補修等については、事業者で想定してください。
119	質問	保全管理業務	64	第6	3	(2)	1)	「下水道施設・設備情報システムへの入力」は貴市が行うとの理解で宜しいでしょうか。また、当該システムは貴市所有物と考えて宜しいでしょうか。1)以降の同様記述についてもご教示ください。	本市が貸与するシステムへ故障・不具合事項、保守等の記録を事業者にて入力をしてください。 当該システムは市の所有物です。 2)、3)についても上記同様の考え方は、4)については、市所有の施設ではないためデータの入力は不要です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
120	質問	環境整備業務 (清掃)	64	第6	3	(2)	1)	清掃には池(槽)清掃を含みますでしょうか。過去に池(槽)清掃を実施してありましたら、実績(仕様・数量・金額等)を提供して頂けませんか。また、事業範囲内の他設備でも同業務についても実績を開示していただけないでしょうか。	環境整備業務は、対象となる施設内の日常的な清掃を指しており、池(槽)清掃は含んでいません。事業者が実施する池(槽)等の清掃は、配布資料8「点検等一覧表」に示す内容と頻度です。詳細は公告時に示します。
121	質問	環境整備業務 (植栽管理)	64	第6	3	(2)	1)	植栽管理について、範囲・頻度等の仕様を開示して頂けませんか。また、事業範囲内の他設備でも同業務についても実績を開示していただけないでしょうか。	No. 115の回答を参照ください。
122	質問	物品その他の調達	64	第6	3	(2)	1)	物品調達について、数量・仕様等の仕様を開示して頂けませんか。また、事業範囲内の他設備でも同業務についても実績を開示していただけないでしょうか。	P.79の第6の7の(2)及び(3)に示しますが、詳細は公告時に示します。
123	質問	薬品、脱臭剤	64	第6	3	(2)	1)	現在使用されている薬品、脱臭剤の種類と数量について情報を提供して頂けませんか。また、事業範囲内の他設備についても同業務についても実績を開示していただけないでしょうか。	詳細は公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
124	質問	業務範囲と業務概要	64	第6	3	(2)	1)	表 6.3.2 維持管理業務	土木建築設備及び建築付帯設備(脱水機棟)の定期点検及び「整備」とありますが、「整備の定義」はどのような作業かご教示ください。(表6.3.3も同様です)	建築付帯設備等の性能及び機能を維持する目的で定期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え、消耗品類の交換等を想定しています。
125	質問	対象施設と業務範囲	64	第6	3	(2)	1)	表 6.3.2 修繕業務	委託レベル3となるのは、汚泥脱水設備の更新に伴って改築更新が設備計画上必要となったものに限るという理解で宜しいでしょうか。(設備計画上関与しない脱水機棟の建屋設備などが老朽化に起因する更新となった設備はレベル2)	ご理解のとおりです。汚泥脱水設備等の更新前は委託レベル2と想定しています。
126	質問	維持管理・運営業務の業務範囲	64	第6	4	(2)			汚泥処理・脱水設備の電気設備の業務範囲の詳細をご教授下さい。 ■保安規定に基づく年次点検及び月次点検が含まれるか。 停電作業等	保安規程に基づく年次点検及び月次点検が含まれます。ただし、高圧受変電設備については、本市で実施します。 高圧受変電設備の点検等に伴って、東灘処理場の電気主任技術者(本市で選任)からの指示により事業者の維持管理・運営業務の範囲で必要となる停電作業等を実施してください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
127	質問	維持管理・運営業務の業務範囲	64	第6	4	(2)		脱臭剤の調達ですが、調達だけではなく、交換作業も含まれるかご教授下さい。また、各年度毎の対象設備・交換量及び脱臭剤の仕様等の指定があればお示し下さい。	交換作業も含まれます。脱臭剤の種類と交換量の実績を参考として要求水準書にて提示する予定ですが、事業内容に応じて事業者で適切な条件を選定してください。
128	質問	維持管理・運営業務の業務範囲	64	第6	4	(2)		本件において、こうべバイオガスステーションの運営期間の見通し・計画があればお示し下さい。	現時点では、P.14の第2の4項の(3)に示すとおりです。社会情勢等の変化により要求水準に示す運営期間、内容等に大幅な変更が生じる場合は、事業者と協議します。
129	質問	こうべバイオガスステーションでの天然ガス自動車への充填業務	65	第6	3	(2)	2)	現在、天然ガス自動車へ充填する際、1台当たりの業務人工数と充填所要時間をご教示願います。	天然ガス自動車への充填作業は、現在1人で対応し、所要時間は1台当たり約5分です。
130	質問	保全管理業務	65	第6	3	(2)	2)	「年度別修繕計画の策定のための試料及びデータの収集の協力」とありますが、P64の同業務に記載のある「年度別修繕計画の策定」とは業務内容が異なるのでしょうか。	「試料」については、「資料」の誤記です。汚泥脱水設備等に係る修繕計画を事業者で策定することに対して、汚泥処理設備等の修繕計画を本市で策定するため、設備の健全度を判断する上で必要となる点検や調査の協力を規定したものです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
131	意見	汚泥処理設備等	65	第6	3	(2)	2)	表 6.3.3 維持管 理業務	表6.3.3中「環境整備業務」の一つ目の「・」につきまして、「格納する」という文言が重複しており、誤字と思われるので訂正をお願い致します。	ご指摘のとおり、誤字です。修正したものを公告時に示します。
132	意見	バイオマス受入設備	66	第6	3	(2)	3)		運營業務（バイオマス受入）のなかで、マニフェストの記載がありますが、マニフェスト業務における貴市業務範囲と事業者業務範囲を、もう少し明確に明記いただきますようお願いいたします。	バイオマス受入事業における、マニフェスト業務の事業者範囲は、B2票発行までとします。
133	質問 意見	バイオマス受入設備	66	第6	3	(2)	3)		バイオマス等の処分料は余剰汚泥との混同汚泥を指すとのことですが、具体的にどのように費用を算出することになるのでしょうか。 余剰汚泥の性状・量は水処理起因のものであり、本事業の範囲外かと考えますので、バイオマス等の処分料に混合汚泥は含めていただかないことを要望します。	処分料は混合汚泥に対してではなく、下水汚泥との混合後の汚泥に含まれるバイオマス量に対して徴収します。 処分単価は固形物量を改め、混合汚泥に含まれるバイオマス量とし、500から800円/m ³ を想定しています。詳細は公告時に示します。 費用算出方法は非公表です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
134	質問	対象施設と業務範囲	66	第6	3	(2)	3)	表 6.3.4 修繕業務	バイオマス受入設備の修繕に関し、表6.3.1では修繕に関しては事業者の裁量が認められていますが、更新の取扱についてご教示ください。	バイオマス受入設備の民営業務開始前の更新費については、本市負担とします。また、更新後の事業期間における耐用年数超過等による更新が必要な場合についても本市負担としますが、使用料の見直しを行います。既存設備を流用した場合、民営業務開始以降の更新は事業者負担とします。
135	質問	対象施設と業務範囲	66	第6	3	(2)	3)	表 6.3.4 修繕業務	バイオマス受入設備の修繕に関し、事業者の裁量で実施する範囲は改築更新された範囲のみと考えて宜しいでしょうか。改築の対象とならない、既存設備を流用する範囲（土木・建築設備含む）の修繕については所謂レベル2相当（修繕は事業者の見積範囲に含まない）と考えて宜しいでしょうか。	既存施設を流用する場合、プラント設備はレベル3、土木、建築、建築設備はレベル2相当とお考えください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
136	意見	manifestoの管理	66	第6	3	(2)	表 6.3.4	汚泥消化槽にて多数を占める下水汚泥と混合され、ガスを発生させた後の残渣については、下水汚泥と分離不可となり、その後は下水処理としてのフローの中で処理されることとなります。このことから産業廃棄物の処理（最終処分）としては汚泥消化槽にてガスを発生させた時点で完了していると考えられるのではないのでしょうか。 汚泥消化槽以降は産業廃棄物処理ではなく下水処理なので、その後の汚泥脱水機で脱水汚泥（＝産業廃棄物）が発生しますが、ここで発生した産業廃棄物である脱水汚泥は東灘下水処理場から発生した産業廃棄物であり、前段の地域バイオマス処理としての産業廃棄物処理とは一旦縁切られていると考えられるのではないのでしょうか。 この場合は、汚泥消化槽でのガス発生期間をもってmanifesto伝票のE表に処理完了日を記入できると考えられますので、manifestoの管理においては、運搬、中間処理、最終処分までを維持管理・運営事業者の維持管理範囲とするのが現実的ではないのでしょうか。	No. 91の回答を参照ください。
137	質問	地域住民対応	67～68	第6	3	(2)	3) 4)	バイオマス受入設備と消化ガス有効利用設備にのみ、その他業務として「地域住民対応」が明記されている理由についてご教示ください。過去に同設備において地域住民対応に関する事案が発生したのでしょうか？情報提供をお願い致します。	当該事業は、民営事業として実施されるため、事業内容に関する地域住民からの問合せに対して、事業者対応を行うことを求めたものです。 過去に同設備において、地域住民対応に関する事案が発生した事実はありません。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
138	質問	維持管理業務量	68	第6	4				「第4の6項の(3)のとおりとする」とありますが、同項目は処理対象汚泥についての記載となっています。維持管理業務量という言葉とは違和感がありますが間違いはないでしょうか。	維持管理業務の対象となる汚泥量を示しています。
139	質問	脱水ケーキの引渡し	68	第6	5	(3)			「東部スラッジセンターへ車両にて搬送する」とありますが、車両は事業者にて用意する必要がありますか。また、公道を走行するとなると神戸市様より産業廃棄物収集運搬業の許可をいただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。	東部スラッジセンターへの搬送は、本市が行います。事業者で車両を用意する必要はありません。
140	質問	バイオマス処分料	69	第5	5	(4)	表 6.5.1		処分料については、余剰汚泥との混合汚泥中の固形物量に対して発生するという事でしょうか。	NO.133の回答を参照ください。
141	意見	バイオマス処分料	69	第5	5	(4)	表 6.5.1		余剰汚泥との混合汚泥中の固形物量とのことですが、余剰汚泥については地域バイオマス受入とは関係が無いため、地域バイオマス相当分に対してのみ対象としていただけないでしょうか。	NO.133の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
142	質問	バイオマス処分料	69	第5	5	(4)	表 6.5.1	余剰汚泥との混合汚泥中の固形物量について算出方法をご教授お願いいたします。	NO.133の回答を参照ください。
143	意見	バイオマス処分料	69	第5	5	(4)	表 6.5.1	処分料の算出について、排出事業者からの受入重量に対して算出する方法は検討できないでしょうか。	処分料は汚泥処理等にかかるコストにより算出するため、排出事業者の受入量に対して算出いたしません。
144	意見	バイオマス処分料、使用料	69	第5	5	(4)	表 6.5.1	ご提示いただいた使用料、処分料については事業の採算面を考えると非常に厳しい金額になります。減額を検討いただけませんか。	NO.133の回答を参照ください。
145	質問	使用料・処分料	69	第6	5	(4)		バイオマス受入設備使用料及びバイオマス分の処分料の算定式をご教示ください。産業廃棄物処分業取得手続き時に提出する事業計画書策定に必要となります。	使用料は改築する受入設備の月額償却費です。処分料は公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
146	質問	処分料	69	第6	5	(4)			処分料単価の分母は、実施方針(案) p.5では「t」、要求水準書(案) p.69では「m ³ 」となっています。 どちらが正しいでしょうか。	「m ³ 」です。処分料については、No.133の回答を参照ください。
147	質問	バイオマス分の処分料	69	第6	5	(4)			処分料単価について、表6.5.1に固形分ベースであり、備考欄に「※余剰汚泥量との混合汚泥を指す。」とあります。 これは、汚泥脱水設備に投入される固形物を示しており、汚泥消化後の固形物量ベースであると考えてよろしいでしょうか。	No.133の回答を参照ください。
148	質問	バイオマス分の処分料	69	第6	5	(4)			処分料単価について、表6.5.1に固形分ベースであり、備考欄に「※余剰汚泥量との混合汚泥を指す。」とあります。 これは汚泥希釈前の受入バイオマスの固形物量ベースであると考えてよろしいでしょうか。	No.133の回答を参照ください。
149	質問	バイオマス処分料	69	第6	5	(4)	表 6.5.1		「バイオマス分の処分料」については地域バイオマスを排出事業者から受入計量した数量に対して発生するのではなく、汚泥脱水機後の残渣量(固形物)に対して発生すると理解してよいでしょうか。	No.133の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
150	質問	バイオマスの受入	69	第6	5	(4)	表 6.5.1	バイオマスの処分料について、単位が千円/m ³ (固形物)と示されていますが、千円/t(乾燥固形物)との理解で宜しいでしょうか。	NO.146の回答を参照ください。
151	質問	バイオマス分の処分料	69	第6	5	(4)	表 6.5.1	処分単価は、バイオマス受入時点、消化後など、どの段階での固形物量かご教示ください。また、その固形物量の測定は、どのようなものを想定されていますでしょうか。	NO.133の回答を参照ください。
152	質問	バイオマス分の処分料	69	第6	5	(4)	表 6.5.1	バイオマス処分料の設定に固形物量を用いられておりますが、バイオマス受入れの都度固形物量の分析をする予定でしょうか。それとも、定期的に運ばれるバイオマスは年に1度程度の確認を予定されておりますでしょうか。運営費試算において、分析費用の算出に必要となります。	配布資料7_分析業務一覧を参照ください。
153	意見	バイオマス受入設備使用料・バイオマス分の処分料	69	第6	5	(4)	表 6.5.1	表6.5.1にご提示いただいたバイオマス受入れに係る処分料及び使用料では、事業の採算性が厳しいため、バイオマス分の処分料を半額程度まで減額いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
154	質問 意見	バイオマスの受入れ	69	第6	5	(4)	表 6.5.1	<p>処分料・使用料は(参考値)と示されていますが、本数値はどのように決定されますか。事業者からの提案値とされるのでしょうか。</p> <p>表6.5.1に示す設備使用料および処分料を貴市に支払うとありますが、設備使用料については予め決定するものでなく、バイオマス受入設備の改築費を基に事業者との交渉により決定いただきたいと思います。</p>	<p>処分料・使用料の算出根拠は非公表です。使用料については、No. 145の回答を参照ください。</p>
155	質問	処分料の算出方法	69	第6	5	(4)	表 6.5.1	<p>処分料の対象が混合汚泥とありますが、バイオマスと混合する余剰汚泥は産廃ではないため、処分料の対象からは除外されるべきと考えますが宜しいでしょうか。</p>	<p>NO. 133の回答を参照ください。</p>
156	質問	消化ガス有効利用設備	69	第6	5	(5)		<p>土地使用料や水道使用料は貴市へ支払うこととなりますが、単価についてご教示ください。</p>	<p>詳細は公告時に示します。</p>
157	質問	土地使用料等	69	第6	5	(5)	2)	<p>消化ガス有効利用設備の設置に必要な敷地等ならびに水道に対する使用料等に関する単価をご教示願います。</p>	<p>詳細は公告時に示します。</p>

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
158	質問	対象施設と業務範囲	71	第6	6	(1)			リ回収設備の不定期な運転に適切に対応するため、現状の運転マニュアル、用役、修繕等の実績、発注先、(修繕等の)契約金額等の情報開示は可能でしょうか。	NO.118の回答のとおりです。
159	質問	運転管理指標	71	第6	6	(1)	1)		SS回収率は汚泥処理量と脱水機分離液中のSS濃度を基に算出、脱水ケーキ含水率は脱水機のケーキ出口部の脱水ケーキの含水率の分析値で評価すると思いますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細なサンプリング箇所、方法については、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
160	質問	脱水ケーキの引渡しに係る管理	71	第6	6	(1)	2)		脱水ケーキの搬出作業を維持管理・運営事業者が行うこととされていますが、貴市が行う脱水汚泥の搬出(p.10, 第2, 3, (4), 1), ③, オ)の補助(積み込み作業等)を行うものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。オの「脱水汚泥の搬出」はトラックへの汚泥搬出を指し、事業者が行います。トラックへ搬出された後のスラッジセンターへの搬送は本市で実施します。
161	質問	こうべバイオガスステーション	72	第5	6	(5)			こうべバイオガスステーションの業務範囲において、保安検査前に実施する、定期整備(メーカー点検等)は、本業務の範囲であるかご教授下さい。	本業務の範囲です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
162	質問	バイオマス受入設備	72	第6	6	(3)		バイオマス収集運搬業者の選定は、本事業者の裁量に委ねると理解します。従いまして、事業期間中に収集運搬業者の変更も可能と考えて宜しいでしょうか。	事業者の裁量に委ねるため、変更も可能と考えます。
163	質問	バイオマス受入設備	72	第6	6	(3)		バイオマスの受け入れに関し、運搬も維持管理・運営事業者の維持管理範囲とする旨記載されています。 バイオマスの排出場所から受入設備までの運搬については、排出事業者が自ら又は第三者に委託して行うべきものと理解しておりますが、維持管理・運営事業者が維持管理業務として行う「運搬」は、具体的にどのようなものを想定されているかご教示ください。	NO. 89の回答を参照ください。
164	質問	バイオマスの種類	72	第6	6	(3)		後段の汚泥処理に適し、ガスの発生に寄与するものであればバイオマスの種類は問わないとの理解で宜しいでしょうか。	NO. 85の回答のを参照ください。
165	質問	地域バイオマス	72	第6	6	(3)		地域バイオマスの定義をご教示ください。 (市内限定、市外も一部可等)	受入れるバイオマス量は、受入れ総量の6割以上を市内のバイオマスとしてください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
166	質問	用役	72	第6	6	(3)			バイオマス受入事業での用役については、事業者負担との理解で宜しいでしょうか。事業者負担の場合、用役単価(電気・水道)をご教示ください。	ご理解のとおりです。単価については、公告時に示します。
167	質問	バイオマス受入設備 運用日数	72	第6	6	(3)			年間の受入日数は、事業者提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は公告時に示します。
168	質問	バイオマス受入設備	72	第6	6	(3)	①		「下水道に好適なバイオマスを選定すること。」とありますが、一般廃棄物の受入れは不可との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	質問	バイオマスの種類	72	第6	6	(3)	①		「下水道に好適なバイオマスを選定すること」と記載ありますが、好適性判断は性状分析を基に事業者側で実施してよいとの理解で宜しいでしょうか。	技術提案時においては、ご理解のとおりです。ただし、優先交渉権者決定後のバイオマスの適性判断は、本市との協議事項とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
170	意見	manifestoの管理	72	第6	6	(3)	②	<p>汚泥消化槽にて多数を占める下水汚泥と混合され、ガスを発生させた後の残渣については、下水汚泥と分離不可となり、その後は下水処理としてのフローの中で処理されることとなります。このことから産業廃棄物の処理（最終処分）としては汚泥消化槽にてガスを発生させた時点で完了していると考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>汚泥消化槽以降は産業廃棄物処理ではなく下水処理なので、その後の汚泥脱水機で脱水汚泥（＝産業廃棄物）が発生しますが、ここで発生した産業廃棄物である脱水汚泥は東灘下水処理場から発生した産業廃棄物であり、前段の地域バイオマス処理としての産業廃棄物処理とは一旦縁切られていると考えられるのではないのでしょうか。</p> <p>この場合は、汚泥消化槽でのガス発生期間をもってmanifesto伝票のE表に処理完了日を記入できると考えられますので、manifestoの管理においては、運搬、中間処理、最終処分までを維持管理・運営事業者の維持管理範囲とするのが現実的ではないのでしょうか。</p>	No. 91の回答を参照ください。
171	質問	地域バイオマス	72	第6	6	(3)	②	<p>外部からの地域バイオマスの受入については、神戸市内発生分を主体とし近隣市町からの受入も可能と考えてよいのでしょうか。</p>	No. 165の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
172	質問	バイオマスの受入設備	72	第6	6	(3)	②	マニフェストの運用について、消化槽投入時に受入事業者から貴市へマニフェストを発行し、貴市からの処分完了通知を以て排出元へマニフェストE票の発行という考え方で宜しいでしょうか。また、その際、貴市からの処分完了時期は焼却灰の埋め立て迄と想像しますが、処分完了時期は排出元が搬出後180日以内に完了するものと考えて宜しいでしょうか。	No. 91の回答を参照ください。
173	質問	修繕業務	75	第6	7	(1)	4)	汚泥脱水設備等に関する修繕業務についてのみ記載されていますが、汚泥処理設備等に関する業務範囲に含まれる軽微な修繕(p.65, 表6. 3. 3)について、その内容をご教示ください。	P. 2の第1の3項に示す「軽微な修繕」で定義する内容です。
174	質問	修繕業務	75	第6	7	(1)	4)	① 既設設備の修繕におきましては、配布資料2管理年報に記載のある整備事業費用のうち、“単”と記載されたものが本事業に含むものと考えてよろしいでしょうか。また、“公”は業務対象外である“更新”に該当すると考えてよろしいでしょうか。一方、本事業において更新または新設対象施設においても同様の考え方でよろしいでしょうか。	汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備については、以下の①と②以外が本事業の対象です。 ①「下水道ストックマネジメント支援制度に基づく国の交付金を活用して実施する修繕 ②”公”または”単”に関係なく、既存設備を撤去・廃棄し、代わりに新たな設備を設置すること。 また、汚泥処理設備等の既存設備については、「軽微な修繕」のみが本事業の対象です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
175	質問	修繕業務	75	第6	7	(1)	4)	①	汚泥脱水設備等の定期修繕には大規模修繕なども含むとの認識で宜しいでしょうか。(改築を含まない修繕は事業者範囲との認識です)	ご理解のとおりです。
176	質問	修繕業務	75	第6	7	(1)	4)	① エ	突発的故障修繕が業務範囲とされている点について、定義において、「予期しない故障などにより」とされていますが、予期しないものの費用を見込むのは不可能であるため、その対応に要する費用は、貴市にてご負担いただけると理解しますが宜しいでしょうか。	修繕業務は、突発的故障修繕を含め原則として事業者の負担です。 金額負担の考え方としては、突発的故障の原因が本市の帰責事由である場合には本市が負担します。事業者の帰責事由である場合には、事業者負担とします。双方のどちらでもない事由の場合は、発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定します。
177	質問	修繕業務(レベル3)	75	第6	7	(1)	4)	①エ	修繕業務について、更新は業務対象外とするとの記載がありますが、更新の定義は、「設備等が劣化して使用に耐えられなくなった物を撤去・廃棄し代わりに新しいものを設置すること」となります。したがって、レベル3の対象となる汚泥脱水設備の維持管理期間が機器の耐用年数を越えるものについては、修繕では無く更新するとの解釈でよろしいでしょうか。(設備例：監視制御システム、計装センサー、無停電電源装置、VVVF等)	目標耐用年数を超えたものに関しては、維持管理レベルを2に変更します。 なお、維持管理レベル3の対象施設に係る改築の取扱いについては、No.75の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
178	質問	配管	75	第6	7	(1)	4)	イ	「維持管理・運営事業者は、部分的な補修として各種設備及び配管等の塗装を行うこと」とありますが、配管についての記載は他には無いことから、塗装以外については事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	本事業の対象施設の中に配管も含んでおり、塗装以外も本事業範囲に含みます。
179	質問	維持管理レベル	75	第6	7	(1)	5)	②、③	維持管理レベル2.0（汚泥処理設備等）及び維持管理レベル3.0（汚泥脱水設備等）は、P9に記載されている委託レベル3と委託レベル2と同義でしょうか？	ご理解のとおりです。修正版を公告時に示します。
180	質問	分析項目	77	第6	7	(1)	6)	表 6.6.2	水処理の活性汚泥および返送汚泥濃度の測定がありますが、本項目は水処理の運転監視を行う上で重要であり、水処理の運転を行う方が責任をもって分析を行うべきと考えますが、本事業で測定するのでしょうか。	分析業務の記載に誤りがありました。修正版を公告時に示します。
181	質問	保安全管理業務	77	第6	7	(1)	6)	表 6.6.2	分析項目に計量証明(※3)とありますが、(※3)は何を指しますでしょうか。	分析業務の記載に誤りがありました。修正版を公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
182	質問	計量・分析業務	77	第6	7	(1)	6)	表 6.6.2	計量証明を要する分析は事業者の事業範囲として、分析会社へ採取委託、分析証明書を発行するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 分析会社に対しての履行監理は事業者の業務です。
183	質問	臨機の措置	78	第6	7	(1)	8)	②	臨機の措置に要した費用のうち「本業務の委託費に含めることが適当でない…部分」は貴市において負担されるとされています。 バイオマス受入設備は、事業者が貴市から委託費を受領して維持管理・運営を行うものではなく、貴市に「使用料」を支払って使用するものであることから、バイオマス受入設備にかかる臨機の措置に要した費用は全て貴市において負担されると理解しております。 バイオマス受入設備にかかる事業契約においては、その旨明確にご記載いただきますようお願いいたします。	臨機の措置とは、事業を運営する立場によらず、公衆、第三者、又は本市の下水処理機能等に影響を及ぼすと判断できる場合、維持管理・運営事業者に対して「臨機の措置」として緊急点検又は応急復旧等を指示するものです。民営事業であるバイオマス受入設備及び消化ガス有効利用設備であっても、上記の理由から本市より「臨機の措置」を指示することがあります。上記の目的を達するために必要となる「臨機の措置」の内容によって維持管理・運営事業者が負担すべきと客観的に判断される費用は、維持管理・運営事業者の負担とします。客観的な判断基準は、実施方針 添付資料2 事業に係るリスク分担に基づきます。
184	意見	臨機の措置	78	第6	7	(1)	8)	②	臨機の措置に要した費用のうち、貴市が認めた部分のみについて貴市が負担されるとされていますが、客観的に本業務の委託費に含めることが適当でないと認められるものについては貴市にご負担いただきたく、ご検討をお願いいたします。	費用分担については、実施方針(案)添付資料2 事業に係るリスク分担に基づき、客観的に判断されるものです。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
185	意見	ユーティリティの調達及び管理業務	79	第6		(3)	①	電気料金について、基準値を超えた使用量に相当する電気料金については、超過使用料を徴収すると記載がありますが、省エネ等の効果により基準値以下になった場合は、受託業者に対しインセンティブを付与することはないのでしょうか。	ご意見として承ります。
186	質問	ユーティリティの調達及び管理業務	79	第6		(3)	④	その他と記載がありますが、該当する調達するユーティリティがあればご教授下さい。	技術提案内容により、維持管理の対象となる設備等が異なるため、事業者が行う維持管理・運営業務の範囲で必要となるユーティリティ全般を指します。
187	質問	電気料金	79	第6	7	(3)	①	基準値となる過去5年平均値は開示して頂けると理解してよろしいでしょうか。	詳細は公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
188	質問	ユーティリティの調達及び管理業務	79	第6	7	(3)	①	電気料金については、使用量原単位が基準値(過去5か年平均)以下の場合は無償、基準を超えた使用量に相当する電気料金については超過使用料を徴収するとの記載がありますが、過去5年とは、2016～2020年の5年間で宜しいでしょうか。 また、対象となる電力使用量は、汚泥脱水設備等、汚泥処理設備等、バイオマス受入設備等が該当との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 基準値等は、公告時に示します。
189	質問	ユーティリティの調達及び管理業務	79	第6	7	(3)	①	電気料金について、基準値を超えた使用量に相当する電気料金については、超過使用料を徴収するとありますが、その場合は、超過使用量に単価を掛けた費用が徴収されると考えて宜しいでしょうか。また、その際の単価をご教示ください。	詳細は公告時に示します。
190	質問	ユーティリティの調達及び管理業務	79	第6	7	(4)	3)	この記載は、具体的にどのような場面を想定されたものでしょうか。 地域住民対応については、添付資料2「事業に係るリスク分担」の住民対応の項目の記載に従うものと理解しますが宜しいでしょうか。	3) 第三者との交渉等に関する質問と推察します。 第三者との交渉等は、本事業を運営する上で発生する地元関係者等との交渉全般を指しており、現時点で具体的な場面の想定はありません。 地域住民対応については、添付資料2「事業に係るリスク分担」に従うものとしますが、公告時に記載内容を修正するようにします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
191	意見	業務履行に関する報告等	80	第6	7	(4)	1)	消化ガス有効利用設備については、民設民営としての実施・運営であることから、汚泥脱水設備等や汚泥処理設備等の維持管理・運営及びバイオマス受入設備の維持管理・運営とは貴市に対する報告事項等は同一ではないものと理解しております。この点を前提として、消化ガス有効利用設備に関する具体的な報告事項及びその範囲内容については、消化ガス有効利用事業契約にて反映していただきますようお願いいたします。	公告時に示します。
192	質問	その他の業務	81	第6	7	(4)	4)	① 「土木建築施設及び各種設備の管理、その他業務上必要な諸作業」とありますが、積算可能な情報を提供して頂けませんでしょうか。	既設の維持管理・運營業務を遂行する上で、安全管理上等、必要となる作業となります。優先交渉権者後の協議事項とします。
193	質問	施設等機能確認業務	81	第6	7	(4)	4)	② 施設等機能確認業務の頻度及び確認内容等をご教示願います。	本市が事業期間終了後も施工対象設備を継続して供用するにあたり、施工対象設備において、要求水準書及び実施設計で定めた性能を維持することを確認するための業務となります。具体的な確認内容は、優先交渉権者決定後の協議事項とします。なお、頻度については、維持管理・運營業務終了時のみとします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
194	質問	施設等機能確認業務	81	第6	7	(4)	4)	②	「施設等機能確認業務」とありますが、積算可能な情報を提供して頂けませんでしょうか。	No. 193の回答を参照ください。
195	質問	その他の業務	81	第6	7	(4)	4)	③	「見学案内等の協力業務」とありますが、積算可能な情報を提供して頂けませんでしょうか。	東灘処理場で受け入れた見学者の情報は以下のとおりです。本事業対象施設の見学案内等が生じた際には、見学者への案内、説明、誘導等の協力を要請します。社会情勢等により、見学受入数が変動する可能性があるため、あくまで参考値とご認識ください。 H30年度 見学回数：414回、見学者数：4,199人 R1年度 見学回数：422回、見学者数：3,590人 R2年度 見学回数：269回、見学者数：586人
196	意見	業務書類等	82	第6	8	(1) (3)	2) 3), 4)		消化ガス有効利用設備については、民設民営としての実施・運営であることから、汚泥脱水設備等や汚泥処理設備等の維持管理・運営及びバイオマス受入設備の維持管理・運営とは貴市に対する報告事項等は同一ではないものと理解しております。この点を前提として、消化ガス有効利用設備に関する具体的な報告事項及びその範囲内容については、消化ガス有効利用事業契約にて反映していただきますようお願いいたします。	No. 191の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
197	質問	総括責任者	86	第6	12			維持管理・運營業務において、各業務（汚泥脱水設備/汚泥処理設備等の維持管理業務、バイオマス受入設備の維持管理・運營業務、消化ガス有効利用設備の維持管理・運營業務）ごとに総括責任者を配置しても宜しいでしょうか。また、兼務はできませんでしょうか。	総括責任者とは、P. 86の第6の12項の④に示すとおり、本事業全体を把握し、本市と密接な連絡をとって適正、かつ円滑に業務遂行を行うために配置する者であるため、事業契約ごとの配置を不可とします。全ての事業契約を統括できる方を1名配置してください。
198	質問	資格者	86	第6	13			廃棄物処理法では施設の設置者が技術管理者を置かなければならないとありますが、バイオマス受入事業では市が技術管理者の配置を行い、事業者側は処分業の許可取得のみとの理解で宜しいでしょうか。事業を行う上での必要な資格者配置をご教示ください。	バイオマス受入設備において、産業廃棄物処分業の許可は必要ですが、技術管理者の設置は不要です。脱水設備及び汚泥焼却設備は、廃棄物処理法施行令第7条第1項及び第3項に規定される産業廃棄物処理施設となるため、本市において技術管理者を設置します。
199	質問	有資格者・有経験者・作業従事者	86	第6	13	②		作業ごとに必要となる有資格者を適宜配置と明記されていますが、具体的に業務へ必要な資格等についてご教示願います。	電気事業法、消防法、労働安全衛生法等各種法令に定められた有資格者は当然配置されるものとし、それ以外の有資格者については、維持管理・運営事業内容を考慮して、事業者が必要とする有資格者を配置してください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
200	質問	本業務における引継事項の要件	88	第7				「第7」に記載されている引継事項の作成及び引継時における機能確認は、事業終了時に原状回復が予定されている消化ガス有効利用施設・設備については行わないものと理解しておりますが、かかる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	質問	引継ぎ事項の整理及び変更	88	第7	1	(1)		引継事項を施工対象設備に備え置くこととされていますが、引継事項の作成も施工対象設備(汚泥脱水設備等及びバイオマス受入設備)に限られ、汚泥処理設備等に関する引継事項の作成は不要であるとの理解で宜しいでしょうか。	汚泥処理設備等に関する引継書の作成は必要です。
202	質問	契約終了時の引継事項	88	第7	1	(2)		業務期間満了によって委託期間が終了する場合の、次の維持管理・運営事業者への技術指導は業務期間内に行うものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	質問	契約終了時の引継事項	88	第7	1	(2)		第二段落に「上記①」という記載がありますが、上記①とは何を指していますでしょうか。	修正版を公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
204	質問	引継時における機能確認	88	第7	2	(1)		引継時における機能確認の実施者、実施時期及び内容（確認項目及び基準）、費用負担等をご教示ください。	①実施者：事業者です。 ②実施時期：第7の1項の（2）に示す技術指導期間以前とする。具体的には、引継を行う必要がある年度に事業者と協議により決定する。 ③実施内容：仕様・能力に対する機能確認を行います。具体的な内容は、本市との協議により決定します。 ④費用：事業者負担です。
205	質問	引継時における機能確認	88	第7	2	(1)		次の維持管理・運営事業者が提出する改善要求書による改善要求の対象事項として具体的に想定されているものをご教示ください。	P.88の第7の1項の（1）の「引継事項」に記載された運転方法や留意事項等に関する内容です。
206	意見	引継時における機能確認	88	第7	2	(1)		次の維持管理・運営事業者からの改善要求書の内、貴市のご承諾があるものにつき、維持管理・運営事業者に措置義務が課されております。 維持管理・運営事業者がコントロールし得ない事項について維持管理・運営事業者の責任範囲に含むと維持管理・運営事業者の責任が過大となることから、かかる貴市のご承諾は、当該改善要求事項が維持管理・運営事業者の責に帰すべき事由に起因して発生した場合に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	当該改善要求事項が維持管理・運営事業者の責に帰すべき事由に起因して発生した場合とします。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
207	質問	引継時における機能確認	88	第7	2	(1)		第四段落及び第五段落に「上記②」という記載がありますが、上記②とは何を指していますでしょうか。	修正版を公告時に示します。
208	質問	事業期間満了時の施設の状態	89	第7	2	(3)		事業期間終了時において施工対象設備が維持すべき、「本書…で定めた性能」の具体的内容(記載箇所)をご教示ください。また、事業期間終了後に貴市において使用される汚泥脱水設備等、汚泥処理設備等及びバイオマス受入設備のうち、施工対象設備ではない汚泥処理設備等については、事業者は事業期間終了時における性能維持義務を負わない、との理解で宜しいでしょうか。	ここでいう性能は、本書や実施方針で定めた事業を実行できる性能を指します。具体的な対象は、優先交渉権者決定後の協議事項とします。汚泥処理設備等の性能維持の程度については、本市と事業者の協議により方針を決定し、協議により修繕が必要となった場合には、本市が別途業務として修繕を実施します。
209	意見	事業期間満了時の施設の状態	89	第7	2	(3)		施工対象施設の性能、状態維持の主体が「事業者」とされていますが、工事請負事業者が事業期間終了時における性能維持の義務を負うとすると、工事完成後も20年間の長期に亘って責任を負担し続けることになり、工事請負事業者の負担が過大であると思料いたします。性能維持の主体を維持管理・運営事業者に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	ここでいう事業者の定義としては、工事請負事業者や維持管理・運営事業者に限定するのではなく、基本契約書の締結時に記名・押印した企業のうち、該当する業務の企業の全てを指します。したがって、契約を締結した企業間で主体となる企業を決定してください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
210	意見	事業期間満了時の施設の状態	89	第7	2	(3)		事業期間終了後に必要となった修繕すべてについて事業者の責任範囲に含めると、事業者がコントロールし得ない事項も含まれ、事業者の負担が過大であると思料いたします。 修繕義務の範囲を、事業者の責に帰すべき事由に起因して修繕が必要となった場合に限定していただきたく、ご検討をお願いいたします。	当該改善要求事項が維持管理・運営事業者の責に帰すべき事由に起因して発生した場合とします。 本項に記載のとおり、事業者の負担で修繕を行うこととします（本市若しくは本事業の次期契約の事業者の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）。
211	質問	運転管理指標	91	別紙-1				P71の(1)汚泥脱水設備等 1)運転管理指標では78%以下と記載がありますが、本項では80%未満と数値が異なります。どちらが正でしょうか。	別紙-1は、各種設備等の既設の運転管理指標であり、参考としてください。
212	質問	配布資料5_事業範囲図（機械）	94					配布資料5 事業範囲図（機械）の中で改築対象となる脱臭設備は汚泥濃縮設備臭気を受け入れできる設備となっています。脱臭設備能力検討にあたり、脱水機棟にて測定されたデータがあれば、提示いただけないでしょうか。	脱臭設備入口臭気濃度の過去データを、公告時に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
213	質問	配布資料一覧	94					<p>各事業提案の検討にあたり、次の資料をご提示頂けますでしょうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設汚泥脱水設備 機器図面（機械設備工事、電気設備工事） ・既設汚泥脱水設備 配管図一式 ・既設汚泥脱水設備 電気配線施工図 ・既設汚泥脱水設備関連 土木建築設備に関する実施設計図（意匠図・構造図・設備図）及び構造計算書 ・既存バイオマス受入設備 機器図、配管図等一式 ・既存バイオマス受入設備関連 土木建築設備に関する実施設計図（意匠図・構造図・設備図）及び構造計算書 ・ガス充填装置隣の既存丸型基礎の施工図及び構造計算書 ・ガス導管注入設備エリア下の埋設物の有無が分かる図面 ・既設汚泥貯留槽 構造図 ・既存バイオマス受入設備混合調整槽 構造図 ※グリーン混合槽、調整槽、スイーツ混合調整槽が一体となったRC槽の事を指します ・「ボーリング柱状図」以外の調査結果についてもまとめた「土質調査報告書」 ・本事業の対象となる建設用地に関する全体配置図、及び測量図など現況敷地条件がわかる資料 	<p>閲覧期間を設けます。公告時に示します。</p>
214	質問	配布資料2 管理年報						<p>H30年度と令和元年度ともに「第1章 総括事項」が欠落しています。改めまして公開して頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>第1章 総括事項は、要求水準を補足すべき内容の記載がないと考えられるため、公開しません。</p>

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
215	質問	添付資料2 リスク分担表	2					No. 15	事業者が施設・設備の契約不適合について責任を負うのは、契約不適合責任期間のみであると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	意見	添付資料2 リスク分担表	2					No. 16	計画どおりの点検、調査、報告、維持管理を適切に行っても避けられない老朽化・劣化に起因する損害については、本事業で新規に設置する施設・設備についても、所有者である貴市が負担するのが合理的であると考えますので、これらのリスクは貴市にてご負担頂きますようお願い致します。なお、貴市に引渡しを行わない施設・設備については、事業者にてリスクを負担致します。	本事業で新規に設置する設備の老朽化又は劣化状態を日常的に管理・把握している対象者は、維持管理・運営事業者となります。また、維持管理・運営事業者はこの老朽化又は劣化の状態を考慮して、委託レベル3の範疇として、適宜修繕業務を実施します。したがって、リスク分担表のとおりとします。
217	質問	添付資料2 リスク分担表	2					No. 19, 20, 21	「第三者からの損害」とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。「市の帰責事由によるもの」、「事業者の帰責事由によるもの」それぞれ具体例をご教示ください。	本市及び事業者の帰責事由の想定を以下に示します。 市の帰責事由：本事業の対象外である別途工事等に起因して生じる本事業への損害等 事業者の帰責事由：本事業の対象施設の関連企業又は関係者に起因して生じる本事業への損害、施設管理の不徹底等による不法来訪者による損害等

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
218	意見 質問	添付資料2 リスク分担表	3					No. 32 「防風」とありますが、「暴風」の誤りと思われるので、訂正をお願い致します。また、「通常予見可能な範囲外のもの」とは、「当事者の合理的な支配が及ばないもの」というと理解しております。その理解で宜しいでしょうか。	「暴風」に修正します。 また、通常予見可能な範囲外のものとは、ご理解のとおりです。
219	質問	添付資料2 リスク分担表	4					No. 56 事業者が施設・設備の契約不適合について責任を負うのは、契約不適合責任期間のみであると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	意見	添付資料2 リスク分担表	4					No. 58 計画どおりの点検、調査、報告、維持管理を適切に行っていても避けられない老朽化・通常劣化に起因するコスト増大については、本事業で新規に設置する施設・設備についても、所有者である貴市が負担するのが合理的であると考えますので、これらのリスクは貴市にてご負担頂きますようお願い致します。なお、貴市に引渡しを行わない施設・設備については、事業者にてリスクを負担致します。	No. 216の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
221	質問	添付資料2 リスク分担表	4					No. 61 「陳腐化による変更コスト」、「新技術採用に係るコスト」とは、それぞれどのようなものを想定されているかご教示ください。 また、陳腐化による変更や新技術採用をおこなったことにより、収益が増大した場合、当該増大分は事業者の収益となると理解しますが宜しいでしょうか。	陳腐化やラインナップ刷新による維持、補修部品等の供給停止に対応する代替品の使用コストなどを想定しています。 また、陳腐化による変更や新技術採用を行ったことにより、収益が増大した場合は、本書で規程する要件、所掌に基づき、当該増大分は事業者と収益になると理解していただいても結構です。
222	質問	添付資料2 リスク分担表	5					※4 施工段階で不可抗力が生じ、それにより工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じた場合の定めがありません。この場合も、一定の金額まで（工事請負契約に定める）を事業者の負担、それを超えるものについては貴市負担とすると理解しますが宜しいでしょうか。また、維持管理・運営業務段階での修繕業務等においても、同じような事象が生じる可能性があるところについては、上記と同じ考え方であると理解しますが宜しいでしょうか。 維持管理・運営業務段階において、不可抗力が生じ、維持管理・運営業務の対象施設が損傷した場合、それにより被った損害を事業者が負担する（事業者が善良なる管理者の注意義務を怠っていた場合を除く）のは不合理であるため、貴市にてご負担いただくと理解しますが宜しいでしょうか。	リスク分担表の共通のNo. 32の不可抗力は、設計段階、施工段階、維持管理・運営段階の全てを包含するものです。 添付資料2_事業に係るリスク分担の※4に示す規定に基づき措置を行います。詳細は公告時の各契約書（案）に示します。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
223	質問	添付資料3 質問・意見書	様式1					本質問・意見書に対する回答は契約書の一部に含まれると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	質問	配布資料5 事業範囲図						機械設備と電気設備ともにフローシートと平断面図が公開されておりましたが、積算業務が困難です。既存機器の仕様やメーカーが判るような機器単品図面を公開して頂けませんでしょうか。また、配管アイソメ図も公開を希望します。	No. 213の回答のとおりです。
225	質問	配布資料6 管理方法・耐用年数表						バイオマス受入れ設備の攪拌機は、汚泥輸送・前処理設備の汚泥攪拌機が該当すると認識しますが、その目標耐用年数が15年となっており、更新を実施する前提で考えて宜しいでしょうか。また、その場合の更新費は貴市負担(別途発注)との認識で宜しいでしょうか。	更新費は本市負担としますが、使用料の見直しを行います。 更新有無については、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
226	質問	配布資料6 管理方法・耐用年数表						付帯設備/脱臭設備/活性炭吸着装置の目標耐用年数が「※設置場所による」と記載がありますが、屋外、屋内以外の区分の有無をご教示ください。また、2種の場合の屋外、屋内の目標耐用年数をご教示ください。	汚泥処理、汚泥脱水設備にかかる脱臭設備の目標耐用年数は屋内、屋外の区分に関わらず15年となります。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
227	質問	配布資料7						こうべバイオガスの分析について、導管注入設備廃止後も1回/月の頻度での分析が必要でしょうか。	1回/月の頻度で実施してください。
228	質問	配布資料7						消化ガスの分析について、導管注入設備廃止後も4回/年の頻度での分析が必要でしょうか。	4回/年の頻度で実施してください。
229	質問	配布資料8 点検業務一覧						点検業務一覧の意味合いをご教授ください。法定点検以外の現在実施している項目については、今回事業者範囲に含まれないとの認識でしょうか。	定期的な点検や整備に関して、維持管理・運営事業者が実施する業務です。事業者が提案する設備（汚泥処理設備等以外の設備）の内容によって、点検等の内容が変わる場合は、優先交渉権者決定後の協議事項とします。
230	質問	配布資料8 点検業務一覧						脱臭剤の調達は事業者範囲に記載されておりますが、取替作業も事業者範囲でしょうか。	事業者の範囲です。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
231	質問	現地調査						本事業の検討を行うにあたり現地調査を希望致します。現地調査が可能な時期、申請方法をご教示願います。	完成図書閲覧も含む現地調査を令和3年9月1日（水）から令和3年9月28日（火）9時～17時の範囲において実施します。調査日については調整しますので、候補日を建設局下水道部経営管理課までE-mailにて連絡ください。
232	質問	試料採取						例えば脱水機の検討を行うための汚泥等の試料提供、採取を希望します。試料採取が可能な時期、申請方法をご教示願います。	試料採取の申請等につきましては、本市建設局下水道部計画課へ問い合わせください。
233	質問							本工事範囲において、アスベスト含有建材の除去が確認された場合、その除去費用については別途協議（設計変更の対象）との理解で宜しいでしょうか。	優先交渉権者決定後の実施設計を経た上で、事業者の帰責事由によらない場合は、協議事項とします。
234	質問							本工事範囲において、発注資料に記載のない地中埋設物の撤去が確認された場合、その撤去費用については別途協議（設計変更の対象）との理解で宜しいでしょうか。	No. 11の回答を参照ください。

◆東灘処理場汚泥処理施設改築更新等事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
235	質問							本事業において、地域住民(企業)による建設不同意によって工期延長が発生した場合、その費用(人件費含む)については別途協議(設計変更の対象)との理解で宜しいでしょうか。	事業者の帰責事由によらない場合は、協議事項とします。
236	質問							本工事範囲において、PCB含有工作物の有無は調査済との理解で宜しいでしょうか。また、それらが発生する場合の対応については、別途協議(設計変更の対象)との理解で宜しいでしょうか。	PCB含有工作物の有無は調査済です。発生した場合は、本市にて別途対応します。
237	質問	費用の支払い						維持管理・運營業務委託費の支払いについて、支払いのタイミングと頻度をご教示ください。	月ごとの支払いを想定しております。
238	質問	維持管理・運営者の業務開始時期						現事業から新規事業へ円滑に移行させるために維持管理・運営期間前の施工期間中より人員を配置することは可能でしょうか。	施工期間中に維持管理・運營業業に係る人員の配置は不可とします。維持管理・運営期間前に引継ぎ期間を別途設けることとします。